

第83回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されております。株主の皆様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げます。また、株主総会にご来場される株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

会場においては、感染予防の措置を講じる場合もありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

開催日時

2020年6月26日(金曜日)午前10時

開催場所

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号
当社本店

議決権行使期限

2020年6月25日(木曜日)午後5時15分

目次

● 第83回定時株主総会招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件	6
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	11
(添付書類)	
● 事業報告	17
● 連結計算書類	37
● 計算書類	41
● 監査報告書	45

株 主 各 位

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号
株式会社 奥村組
代表取締役社長 奥村 太加典

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2020年6月26日(金曜日) 午前10時

2. 場 所

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号 当社本店

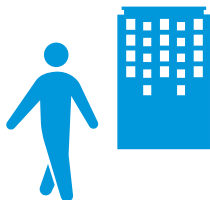
3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第83期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第83期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項**
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |

以 上

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



株主総会開催日時

2020年6月26日(金曜日)午前10時

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・節電のため、当日は会場の空調を控えめに設定し、軽装(クールビズ)で対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合



◎ 書面による議決権行使

行使期限

2020年6月25日(木曜日)午後5時15分到着分まで

- ・同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

◎ インターネット等による議決権行使

行使期限

2020年6月25日(木曜日)午後5時15分まで

- ・議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)
- ・スマートフォン用議決権行使ウェブサイト「スマート行使」もご利用いただけます。
詳細は次ページをご参照ください。

- 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

◎当社は、法令および当社定款第30条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- (1)連結計算書類の連結注記表
- (2)計算書類の個別注記表

なお、上記書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト(<http://www.okumuragumi.co.jp/>)

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

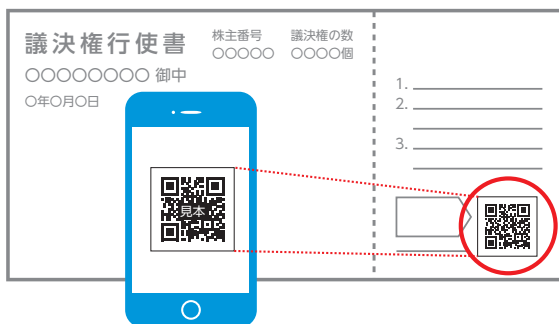
行使期限

2020年6月25日(木曜日)
午後5時15分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていたことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

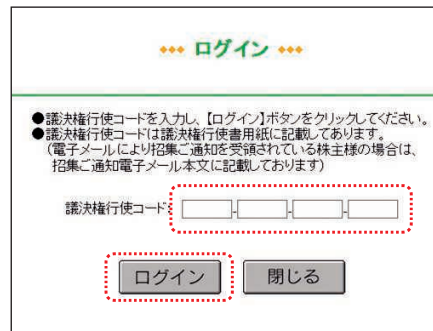
「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は株皆様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」した後、「パスワード」をご入力のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



インターネットによる 議決権行使に関する お問合せ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、下記にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031 [受付時間 午前9時～午後9時]

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては経営上の最重要課題の一つと認識しており、当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、財務状況等を総合的に勘案して、連結総還元性向50%以上かつ連結配当性向30%以上（業績にかかわらず、かねてよりの安定配当1株当たり45円を下限とする）という株主還元の基本方針に基づき、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金102円 総額 3,858,496,188円

これにより、当期における年間配当金は、中間配当金41円と合わせて、1株につき143円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

2 剰余金の処分に関する事項

1. 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,500,000,000円

2. 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

今後の事業展開に備えるため、事業目的の追加を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～8. (条文省略) 9. <u>林産業</u> 10. ～13. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～8. (現行どおり) 9. <u>農産物、林産物、畜産物、水産物の生産、加工、研究開発および販売ならびにこれに附帯する一切の事業</u> 10. ～13. (現行どおり)</p>



第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、各候補者は当社の取締役として適任である旨の意見を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位および担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	再任 奥村 太加典	代表取締役社長	100% (13回 / 13回)
2	再任 水野 勇一	取締役 副社長執行役員 営業本部長	100% (13回 / 13回)
3	再任 小寺 健司	取締役 常務執行役員 土木本部長	100% (13回 / 13回)
4	再任 田中 敦史	代表取締役 常務執行役員 管理本部長	100% (13回 / 13回)
5	再任 宮崎 宏	取締役 常務執行役員 建築本部長	100% (10回 / 10回)
6	新任 大角 透	常務執行役員 西日本支社長	—
7	新任 金重 昌宏	常務執行役員 東日本支社長	—



候補者番号

1

おくむら たかのり
奥村 太加典

(1962年3月15日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2001年4月	当社常務取締役
1994年5月	当社関西支社次長	2001年4月	当社営業担当
1994年6月	当社取締役	2001年12月	当社代表取締役社長(現任)
1995年12月	当社東京支社営業部長		

●所有する当社株式の数

463,258株

●取締役会出席率

100% (13回/13回)

取締役候補者とした理由

奥村太加典氏は、これまで代表取締役社長として、経営の陣頭指揮を通じて強力なリーダーシップを発揮しており、また、建設業の経営全般に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

2

みずの ゆういち
水野 勇一

(1953年7月22日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社	2010年6月	当社取締役 執行役員
2004年3月	当社名古屋支店土木工 事部長	2014年4月	当社取締役 常務執行役員
2006年4月	当社東京支社土木工 事第一部長	2014年4月	当社東日本支社長
2007年4月	当社東京支社土木統 括部長	2015年4月	当社取締役 専務執行役員
2008年10月	当社東日本支社副支 社長 土木事業担当	2020年4月	当社取締役 副社長執行役員 (現任)
		2020年4月	当社営業本部長(現任)

●所有する当社株式の数

16,865株

●取締役会出席率

100% (13回/13回)

取締役候補者とした理由

水野勇一氏は、東日本支社副支社長、東日本支社長、営業本部長などを歴任し、土木および営業部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

3

こ 寺 けん じ
小寺 健司

(1956年3月18日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	当社入社	2016年6月	当社執行役員
2009年4月	当社西日本支社副支社長 土木事業担当	2017年4月	当社常務執行役員 2017年4月 当社土木本部長(現任)
2013年6月	当社執行役員	2017年6月	当社取締役 常務執行役員 (現任)
2014年6月	当社取締役 執行役員		

●所有する当社株式の数

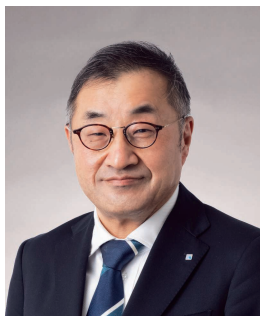
11,098株

●取締役会出席率

100% (13回/13回)

取締役候補者とした理由

小寺健司氏は、西日本支社副支社長、土木本部長などを歴任し、土木部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

4

た なか あつ し
田中 敦史

(1959年6月5日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2017年4月	当社取締役 常務執行役員
2004年4月	当社管理本部経理部長	2017年4月	当社管理本部長(現任)
2014年6月	当社取締役 執行役員	2017年6月	当社代表取締役 常務執行役員(現任)
2014年6月	当社管理本部副本部長 兼経理部長		

●所有する当社株式の数

10,956株

●取締役会出席率

100% (13回/13回)

取締役候補者とした理由

田中敦史氏は、管理本部経理部長、管理本部副本部長、管理本部長などを歴任し、事務部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

5

みやざき
宮崎

ひろむ
宏

(1955年5月8日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月	当社入社	2019年4月	当社常務執行役員
2012年11月	当社西日本支社副支社長 建築事業担当	2019年4月	当社建築本部長(現任)
2015年4月	当社執行役員	2019年6月	当社取締役 常務執行役員 (現任)

●所有する当社株式の数

8,340株

●取締役会出席率

100% (10回/10回)

取締役候補者とした理由

宮崎宏氏は、西日本支社副支社長、建築本部長などを歴任し、建築部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきました。



候補者番号

6

おおすみ
大角

とおる
透

(1958年2月3日生)

新任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2018年1月	当社執行役員
2013年3月	当社西日本支社関西支店 土木営業統括部長	2020年4月	当社常務執行役員(現任)
2017年4月	当社西日本支社九州支店長	2020年4月	当社西日本支社長(現任)

●所有する当社株式の数

5,892株

取締役候補者とした理由

大角透氏は、西日本支社関西支店土木営業統括部長、西日本支社九州支店長、西日本支社長などを歴任し、土木および営業部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきました。



候補者番号

7

かね しげ まさ ひろ
金重 昌宏

(1966年3月8日生)

新任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2015年4月 当社東日本支社東京支店 建築営業統括部長
2019年4月 当社執行役員
2019年4月 当社東日本支社東京支店長
2020年4月 当社常務執行役員(現任)
2020年4月 当社東日本支社長(現任)

●所有する当社株式の数

4,971株

取締役候補者とした理由

金重昌宏氏は、東日本支社東京支店建築営業統括部長、東日本支社東京支店長、東日本支社長などを歴任し、土木および営業部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮崎宏氏の取締役会出席率は、2019年6月27日開催の第82回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会のみを対象としております。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

現任の監査等委員である取締役5名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位および担当	取締役会および 監査等委員会出席率 (出席回数/開催回数)
1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">独立</div> <div style="margin-left: 10px;">小寺 哲夫</div> </div>	取締役 (監査等委員)	取締役会 100% (13回 / 13回) 監査等委員会 100% (14回 / 14回)
2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="margin-left: 10px;">吉村 晴充</div> </div>	取締役 (常勤監査等委員)	取締役会 100% (13回 / 13回) 監査等委員会 100% (14回 / 14回)
3	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">独立</div> <div style="margin-left: 10px;">八代 浩代</div> </div>	取締役 (監査等委員)	取締役会 100% (13回 / 13回) 監査等委員会 100% (14回 / 14回)
4	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">独立</div> <div style="margin-left: 10px;">仁尾 秀師</div> </div>	取締役 (監査等委員)	取締役会 100% (13回 / 13回) 監査等委員会 100% (14回 / 14回)
5	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">独立</div> <div style="margin-left: 10px;">西原 健二</div> </div>	—	—



候補者番号

1

こ でら てつ お
小寺 哲夫

(1953年3月21日生)

再任

社外

独立

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	検察官任官	2016年2月	サムティ(株)社外監査役
2013年7月	札幌地方検察庁検事正	2018年6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)
2015年9月	弁護士登録	2019年2月	サムティ(株)社外取締役(現任)
2015年11月	小寺法律事務所開業(現任)		

●所有する当社株式の数

600株

●取締役会出席率

100% (13回/13回)

●監査等委員会出席率

100% (14回/14回)

社外取締役候補者とした理由

小寺哲夫氏は、特に高度な法的知識を有することなどから、当社の業務執行の適法性確保のために有益であると判断し、候補者とさせていただきます。



候補者番号

2

よし むら はる みつ
吉村 晴充

(1957年3月14日生)

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2018年6月	当社取締役(常勤監査等委員)(現任)
2011年7月	当社監査室長		
2017年4月	当社内部統制担当部長		

●所有する当社株式の数

9,778株

●取締役会出席率

100% (13回/13回)

●監査等委員会出席率

100% (14回/14回)

取締役候補者とした理由

吉村晴充氏は、長年にわたる経理部門の経験を通じて財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

3 やしろ ひろよ
八代 浩代

(1954年4月10日生)

再任
社外
独立

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 弁護士登録
2001年4月 飯野・八代法律事務所(現
飯野・八代・堀口法律事務
所)入所(現任)
2016年6月 当社社外取締役(監査等
委員)(現任)

●所有する当社株式の数

600株

●取締役会出席率

100% (13回/13回)

●監査等委員会出席率

100% (14回/14回)

社外取締役候補者とした理由

八代浩代氏は、特に高度な法的知識を有することなどから、当社の業務執行の適法性確保のために有益であると判断し、候補者とさせていただきました。



候補者番号

4 に お ひでし
仁尾 秀師

(1953年2月6日生)

再任
社外
独立

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2012年7月 大阪国税局北税務署長
2013年8月 税理士登録
2013年9月 仁尾税理士事務所開業
(現任)
2018年6月 当社社外取締役(監査等
委員)(現任)

●所有する当社株式の数

1,000株

●取締役会出席率

100% (13回/13回)

●監査等委員会出席率

100% (14回/14回)

社外取締役候補者とした理由

仁尾秀師氏は、特に高度な税務知識を有することなどから、当社の業務執行の適正性確保のために有益であると判断し、候補者とさせていただきました。



候補者番号

5

にしはら けんじ
西原 健二

(1956年7月19日生)

新任
社外
独立

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 3月	公認会計士登録	2019年 7月	西原公認会計士事務所開業
1998年 8月	センチュリー監査法人(現 E Y新日本有限責任監査 法人)代表社員		(現任)

●所有する当社株式の数

600株

社外取締役候補者とした理由

西原健二氏は、特に高度な会計知識を有することなどから、当社の業務執行の適正性確保のために有益であると判断し、候補者とさせていただきます。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小寺哲夫氏、八代浩代氏、仁尾秀師氏および西原健二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、小寺哲夫氏、八代浩代氏および仁尾秀師氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。
- また、西原健二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. 小寺哲夫氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務の実務に携わってこられ、経営に関する高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。
- 八代浩代氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務の実務に携わってこられ、経営に関する高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。
- 仁尾秀師氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士として企業会計の実務に携わってこられ、経営に関する高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。
- 西原健二氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業会計の実務に携わってこられ、経営に関する高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。

5. 小寺哲夫氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
八代浩代氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
仁尾秀師氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 各候補者の選任が承認された場合、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう各候補者との間で責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・業務を執行しない取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定は、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- また、当社は、小寺哲夫氏、吉村晴充氏、八代浩代氏および仁尾秀師氏との間で同様の責任限定契約を締結しております。

以 上



ご参考

取締役会の構成

本総会において第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役会の構成は次のとおりとなります。

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥村 太加典		
取締役	水野 勇一	副社長執行役員 営業本部長	
取締役	小寺 健司	常務執行役員 土木本部長	
代表取締役	田中 敦史	常務執行役員 管理本部長	
取締役	宮崎 宏	常務執行役員 建築本部長	
取締役	大角 透	常務執行役員 西日本支社長	
取締役	金重 昌宏	常務執行役員 東日本支社長	
社外取締役 (監査等委員)	小寺 哲夫		弁護士(小寺法律事務所代表) サムティ(株) 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	吉村 晴充		
社外取締役 (監査等委員)	八代 浩代		弁護士(飯野・八代・堀口法律事務所)
社外取締役 (監査等委員)	仁尾 秀師		税理士(仁尾税理士事務所代表)
社外取締役 (監査等委員)	西原 健二		公認会計士(西原公認会計士事務所代表)

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、海外経済の減速が続くなか、消費税率引き上げや自然災害の影響による下押しに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、停滞感が急速に強まる状況で推移しました。そのような中、建設業界においては、公共投資を中心に建設投資が底堅さを維持したことから、総じて見れば安定した経営環境が続きました。

当社グループにおきましては、売上高は、前期に比べ2.5%増加した226,371百万円となりました。損益面では、土木事業の売上総利益率が改善したものの、建築事業の売上総利益率の悪化等により、売上総利益は同7.8%減少した29,088百万円、営業利益は同16.0%減少した11,516百万円、経常利益は同12.0%減少した13,283百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損益の悪化等により同20.5%減少した9,795百万円となりました。

当社の部門別受注高・売上高・次期繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木事業	183,802	89,649	100,145	173,306
	建築事業	165,836	129,212	116,759	178,289
	計	349,638	218,862	216,905	351,595
不動産事業等		—	—	5,521	—
合 計		349,638	218,862	222,426	351,595



2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は12,171百万円で、このうち、主なものは石狩バイオマス発電事業の発電設備に関するものおよび賃貸用土地・建物であります。

3. 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と総額80億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末現在において、本契約に基づく借入金残高はありません。

4. 対処すべき課題

わが国経済の先行きは、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、内外需ともに停滞が続くとみられることから、当面は厳しい状況で推移するものと思われれます。建設業界においては、政策効果を背景に、公共投資は一定の底堅さを維持すると見込まれますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないなか、企業の設備投資動向や、工事の中断等による業績への影響が不透明であることなどから、予断を許さない状況が続くものと思われれます。

このような中、当社グループといたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた機動的な対応をとりつつ、事業を継続してまいりる所存であり、「2030年に向けたビジョン」を見据え、「中期経営計画（2019～2021年度）」に基づき、「企業価値の向上」、「事業領域の拡大」および「人的資源の活用」に向けた取り組みを展開しております。

具体的には、建設事業において、今後の需要増加が見込まれる防災・減災対策分野、維持管理・更新、リニューアル分野の強化、業界における競争力の強化や生産性の向上に資する技術開発の推進、多様化する顧客ニーズに応える設計・施工によるソリューション提案力の強化などに引き続き取り組んでまいります。不動産事業においては、優良な収益不動産の取得や開発事業の取り組みを強化するとともに、環境への配慮からリノベーションなどのストック活用にも取り組んでまいります。その他、収益基盤の多様化を目指し、PPP/コンセッションの推進や、エネルギー事業などの新規事業にも積極的に取り組んでまいります。また、工事所の4週8閉所の定着、休日・休暇取得の推進、所定外労働の削減など、働き方改革を着実に進めてまいります。

当社といたしましては、今後とも、持続的な成長と企業価値の向上に向け、全役職員一丸となって不断の努力を重ねてまいりる所存でありますので、株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況の推移

(1) 当社グループの財産および損益の状況の推移

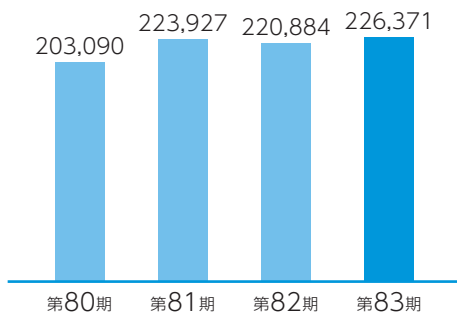
(単位 百万円)

区 分	第80期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第81期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第82期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第83期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売上高	203,090	223,927	220,884	226,371
親会社株主に帰属する当期純利益	13,614	15,163	12,314	9,795
1株当たり当期純利益	341円69銭	380円64銭	312円93銭	258円01銭
総資産	287,674	313,863	297,690	294,919
純資産	152,958	167,723	168,400	156,111

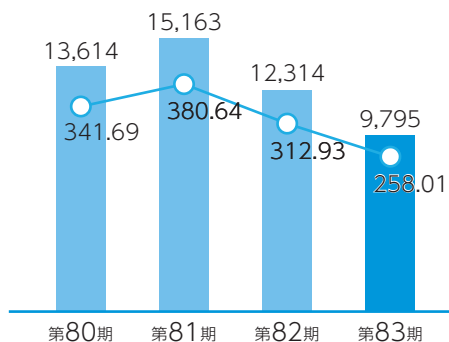
- (注) 1. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施したため、第80期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第82期の期首から適用しており、第80期および第81期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

売上高

(百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) / 1株当たり当期純利益 (円)



(2) 当社の財産および損益の状況の推移

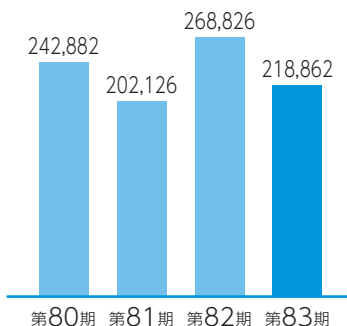
(単位 百万円)

区 分	第80期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第81期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第82期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第83期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
受 注 高	242,882	202,126	268,826	218,862
売 上 高	198,284	218,573	215,517	222,426
当 期 純 利 益	13,379	14,696	11,889	10,882
1株当たり当期純利益	335円80銭	368円91銭	302円13銭	286円65銭
総 資 産	280,563	305,303	288,629	279,608
純 資 産	148,067	162,203	162,972	151,511

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施したため、第80期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第82期の期首から適用しており、第80期および第81期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

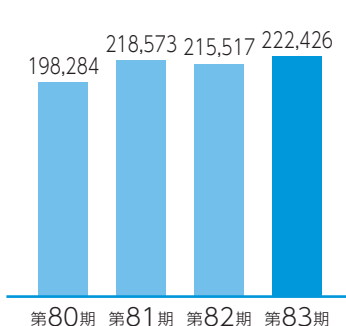
受注高

(百万円)

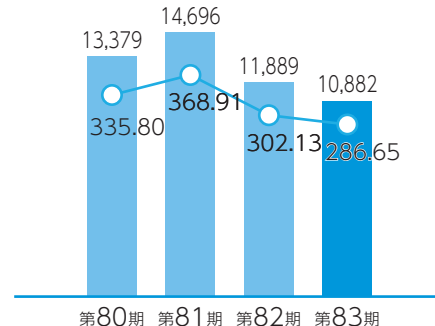


売上高

(百万円)



当期純利益 (百万円) / 1株当たり当期純利益 (円)



6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
奥村機械製作株式会社	100 ^{百万円}	100.0%	建設資機材等の製造・販売
太平不動産株式会社	20	100.0	不動産の斡旋・販売・賃貸他
石狩バイオエナジー合同会社	5	50.0	再生可能エネルギーによる発電・電気販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の3社であります。
 2. 石狩バイオエナジー合同会社については、2019年11月に石狩新港新エネルギー発電合同会社から社名変更しております。

7. 主要な事業内容

当社グループは、建設事業、不動産事業を主な事業の内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者として2017年11月30日国土交通大臣許可（特-29）第2200号の更新許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として2017年10月5日国土交通大臣免許（13）第1688号の更新免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

8. 従業員の状況

(1) 当社グループの従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
土木事業	931 ^名	20 ^名
建築事業	1,067 ^名	△10 ^名
投資開発事業	31 ^名	12 ^名
その他	64 ^名	△3 ^名
合計	2,093 ^名	19 ^名

- (注) 当連結会計年度より事業区分を土木事業、建築事業、投資開発事業（不動産事業を含む）、その他に変更しております。そのため、前期の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較を行っております。



(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,025 ^名	22 ^名	42.8 ^歳	16.8 ^年

9. 主要な営業所

(1) 当 社

本 社 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号
 東京本社 東京都港区芝五丁目6番1号
 支 社 東日本支社(東京都港区) 西日本支社(大阪市)
 支 店 札幌支店(札幌市) 関西支店(大阪市)
 東北支店(仙台市) 広島支店(広島市)
 東京支店(東京都港区) 四国支店(高松市)
 名古屋支店(名古屋市) 九州支店(北九州市)
 技術研究所(つくば市)

(2) 子 会 社

奥村機械製作株式会社(大阪市)
 太平不動産株式会社(東京都港区)
 石狩バイオエナジー合同会社(石狩市)

10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,304 百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	4,000

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数	96,000,000株
2. 発行済株式の総数（自己株式7,836,832株を含む）	45,665,226株
3. 株 主 数	15,247名
4. 大 株 主	

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,834 ^{千株}	7.5 [%]
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,065	5.5
奥 村 組 従 業 員 持 株 会	1,621	4.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,337	3.5
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,214	3.2
住 友 不 動 産 株 式 会 社	1,210	3.2
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,070	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	804	2.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	707	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	696	1.8

(注) 1. 当社は自己株式7,836,832株を保有しておりますが、上記から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。



3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥村 太加典		
取締役	水野 勇一	東日本支社長	
取締役	山口 慶治	西日本支社長	
取締役	小寺 健司	土木本部長	
代表取締役	田中 敦史	管理本部長	
取締役	宮崎 宏	建築本部長	
取締役 (監査等委員)	阿部 修二	監査等委員会委員長	公認会計士・税理士(税理士法人SORA代表、阿部公認会計士事務所代表) (株)大和コンピューター 社外監査役 西尾レントオール(株) 社外監査役
取締役 (常勤監査等委員)	吉村 晴充		
取締役 (監査等委員)	八代 浩代		弁護士(飯野・八代・堀口法律事務所)
取締役 (監査等委員)	仁尾 秀師		税理士(仁尾税理士事務所代表)
取締役 (監査等委員)	小寺 哲夫		弁護士(小寺法律事務所代表) サムテイ(株) 社外取締役

- (注) 1. 2019年6月27日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって、藤岡誠一、丸山豊の両氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 2019年6月27日開催の第82回定時株主総会において、宮崎宏氏が取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役（監査等委員）阿部修二、八代浩代、仁尾秀師、小寺哲夫の4氏は、社外取締役であります。
4. 取締役（監査等委員）阿部修二、八代浩代、仁尾秀師、小寺哲夫の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 取締役吉村晴充氏は、常勤の監査等委員であります。当社では、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人および内部監査部門と十分な連携を図ることなどにより、監査の実効性を担保するため、常勤の監査等委員を選定しております。

6. 取締役（監査等委員）阿部修二氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役（常勤監査等委員）吉村晴充氏は、長年にわたる経理部門の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役（監査等委員）仁尾秀師氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は執行役員制度を導入しており、2020年3月31日現在の執行役員の役職および氏名は次のとおりであります。

*印は、取締役兼務であります。

副社長執行役員	(土木本部営業担当)	渡 辺	和 足
専務執行役員	(土木本部技術担当)	飯 田	廣 臣
*専務執行役員	(東日本支社長)	水 野	勇 一
*専務執行役員	(西日本支社長)	山 口	慶 治
専務執行役員	(土木本部技術担当)	宮 元	均 司
*常務執行役員	(土木本部長)	小 寺	健 史
*常務執行役員	(管理本部長)	田 中	敦 治
常務執行役員	(投資開発事業本部長)	原 田	俊 荘
常務執行役員	(西日本支社広島支店長)	飯 島	俊 宏
*常務執行役員	(建築本部長)	宮 崎	晃 憲
常務執行役員	(建築本部技術担当)	田 中	則 幸
執行役員	(土木本部営業担当)	林	孝 明
執行役員	(安全品質環境本部長)	町 田	正 之
執行役員	(東日本支社名古屋支店長)	岩 倉	裕 樹
執行役員	(西日本支社副支社長)	林	直 英
執行役員	(土木事業担当)	林	裕 透
執行役員	(東日本支社副支社長)	馬 郡	直 泰
執行役員	(建築事業担当兼建築工務部長)	馬 郡	直 之
執行役員	(管理本部副本部長兼人事部長)	谷 口	裕 行
執行役員	(西日本支社九州支店長)	大 角	和 則
執行役員	(技術研究所長兼ICT戦略担当)	川 井	伸 義
執行役員	(西日本支社関西支店長)	川 谷	澤 武
執行役員	(建築営業本部長)	吉 見	和 昌
執行役員	(東日本支社副支社長)	安 井	義 宏
執行役員	(土木事業担当)	安 井	義 宏
執行役員	(西日本支社副支社長)	小 西	邦 武
執行役員	(建築事業担当)	小 西	邦 武
執行役員	(東日本支社東京支店長)	金 重	昌 宏



執行役員	(西日本支社広島支店)	菅	信	晴
執行役員	(副支店長兼建築部長)	木	全	克夫
執行役員	(東日本支社札幌支店長)	後	藤	靖彦
執行役員	(東日本支社東北支店長)			

10. 2020年4月1日付で次のとおり執行役員の異動がありました。

		変更前	変更後
渡	辺 和 足	副社長執行役員 (土木本部営業担当)	副社長執行役員 (営業本部技術担当)
水	野 勇 一	専務執行役員 (東日本支社長)	副社長執行役員 (営業本部長)
飯	田 廣 臣	専務執行役員 (土木本部技術担当)	専務執行役員 (営業本部技術担当)
山	口 慶 治	専務執行役員 (西日本支社長)	専務執行役員 (営業本部西日本統括)
宮	元 均	専務執行役員 (土木本部技術担当)	専務執行役員 (営業本部技術担当)
原	田 治	常務執行役員 (投資開発事業本部長)	専務執行役員 (投資開発事業本部長)
飯	島 俊 荘	常務執行役員 (西日本支社広島支店長)	常務執行役員 (西日本支社営業担当)
田	中 晃	常務執行役員 (建築本部技術担当)	常務執行役員 (営業本部技術担当)
林	裕 之	執行役員 (西日本支社副支社長) (土木事業担当)	常務執行役員 (西日本支社九州支店長)
大	角 透	執行役員 (西日本支社九州支店長)	常務執行役員 (西日本支社長)
吉	見 和 行	執行役員 (建築営業本部長)	常務執行役員 (営業本部副本部長)
金	重 昌 宏	執行役員 (東日本支社東京支店長)	常務執行役員 (東日本支社長)
林	孝 憲	執行役員 (土木本部営業担当)	執行役員 (営業本部営業担当)
町	田 則 幸	執行役員 (安全品質環境本部長)	執行役員 (安全品質環境本部) (安全品質環境担当)

岩	倉	正	明	執行役員 (東日本支社名古屋支店長)	執行役員 (東日本支社営業担当)
馬	郡	直	樹	執行役員 (東日本支社副支社長) 建築事業担当兼建築工務部長	執行役員 (ICT統括センター長)
谷	口	裕	英	執行役員 (管理本部副本部長兼人事部長)	執行役員 (西日本支社副支社長管理担当)
川	井	伸	泰	執行役員 (技術研究所長兼ICT戦略担当)	執行役員 (技術研究所長)
菅	信	晴	執行役員 (西日本支社広島支店) 副支店長兼建築部長	執行役員 (西日本支社広島支店長)	
後	藤	靖	彦	執行役員 (東日本支社東北支店長)	執行役員 東日本支社 (中央新幹線神奈川駅) 統括工事所長
土	屋	完	安全品質環境本部副本部長	執行役員 (安全品質環境本部長)	
脇	本	義	彦	建築本部建築部長 兼建築設計統括部長 兼建築営業本部建築営業部長	執行役員 (東日本支社副支社長) 建築事業担当
町	田	博	紀	西日本支社土木工務部長	執行役員 (西日本支社副支社長) 土木事業担当
大	熊	一	由	東日本支社 東京支店土木営業統括部長 兼土木営業第2部長	執行役員 (東日本支社東京支店長)
松	島	弘	幸	東日本支社副支社長管理担当	執行役員 (東日本支社副支社長管理担当)
佐	々	木	晃	西日本支社副支社長管理担当	執行役員 (管理本部副本部長兼人事部長)
木	全	克	夫	執行役員 (東日本支社札幌支店長)	執行役員 (東日本支社営業担当)
樫	木	正	成	東日本支社土木工務部長	執行役員 (東日本支社東北支店長)
磯	上	晃	一	東日本支社東京土木第2部長	執行役員 (東日本支社札幌支店長)



角 谷 嘉 泰 西日本支社四国支店長

執 行 役 員
(西日本支社四国支店長)

堀 順 一 東日本支社名古屋支店副支店長

執 行 役 員
(東日本支社名古屋支店長)

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務を執行しない取締役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・業務を執行しない取締役が任務を怠ったことにより損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定は、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役(監査等委員を除く)	8 名	197 百万円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5 名 (4)	49 百万円 (30)
合 計	13 名	247 百万円

(注) 上記には、2019年6月27日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対する報酬等を含んでおります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員）阿部修二氏の兼職先である税理士法人SORA、阿部公認会計士事務所、(株)大和コンピューターおよび西尾レントオール(株)と当社の間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）八代浩代氏の兼職先である飯野・八代・堀口法律事務所と当社の間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）仁尾秀師氏の兼職先である仁尾税理士事務所と当社の間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）小寺哲夫氏の兼職先である小寺法律事務所およびサムティ(株)と当社の間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役(監査等委員)	阿 部 修 二	当事業年度開催の取締役会13回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	八 代 浩 代	当事業年度開催の取締役会13回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	仁 尾 秀 師	当事業年度開催の取締役会13回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	小 寺 哲 夫	当事業年度開催の取締役会13回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。



4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

56百万円

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

87百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、経理部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況の相当性、報酬見積の算定根拠などを検討した結果、有限責任監査法人トーマツの報酬等について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるシステム開発に関するアドバイザー業務等についての対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等適正な会計監査ができないと認められる場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

I. 基本的な考え方

当社は、絶えず変動する経営環境の中で、企業として社会的責任を果たしつつ、事業にともなうリスクを管理し収益を上げていくため、内部統制システムの適切な整備、運用を図ることとする。

II. 基本方針

<取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制>

- ① 取締役会は、法令、定款および取締役会規程の定めるところに従い、会社の業務執行方針を決定し、日常の取締役および執行役員の業務執行を監督する。
- ② 取締役会における意思決定、取締役、執行役員および職員の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するため、適宜、弁護士、公認会計士等の専門家の確認、助言を得る。
- ③ コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、取締役会および代表取締役の意思決定、業務執行における諮問機関として弁護士を加えたコンプライアンス委員会を設置し、取締役中より委員長を選任する。
- ④ 独占禁止法の遵守徹底を図るため、社外有識者を招聘した談合防止専門委員会をコンプライアンス委員会の下に設置し、同法違反防止策の立案ならびにその妥当性および有効性を検証ないし確保する。
- ⑤ コンプライアンスの浸透、定着を図り、会社組織の業務執行の適正性を確保するため、経営理念、企業行動規範に基づく「コンプライアンスに関する基本規程」ほか関連規程を整備、運用するとともに、内部監査部門によるモニタリングを適時実施する。
- ⑥ 代表取締役は、反社会的勢力との関係遮断をはじめ、コンプライアンスの徹底を図るため、社内における教育、啓蒙活動に注力する。
- ⑦ 「社内通報規程」に則り、社内および弁護士事務所内に設置する窓口へ寄せられた通報に対し迅速かつ厳正に対処する。



＜取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制＞

- ① 取締役の職務の執行に係る情報について、法令および規則等に則り作成、保存のうえ、取締役、会計監査人等が適時閲覧できるよう管理する。
- ② 統合マネジメントシステムの運用ならびに内部監査部門によるモニタリングを通じ、法定書類等の保存期間、意思決定に係る稟議書類の整理、保管状況等の検証を行う。
- ③ 情報資産を紛失、盗難、破壊、不正アクセス等の脅威から守ることに加え、個人情報を保護するため、情報セキュリティポリシーおよび個人情報保護ポリシー等に基づき管理を行う。
- ④ 株主、投資家に対し適時、正確かつ公平な情報を提供するため、情報取扱責任者およびIRチームは、ディスクロージャーポリシーに則り、情報内容を検証のうえ、所定の手続きを経て開示する。

＜損失の危険の管理に関する規程その他の体制＞

- ① 財務報告に係る内部統制が有効に機能することを確保するため、財務報告の基本方針に則り、システムの継続的な見直しを行う。
- ② 自然災害発生時の対応マニュアルおよびクライシスコミュニケーションマニュアル等の整備、運用、さらには事業継続計画（BCP）の継続的な改善に取り組み、損失の拡大を防止する。
- ③ 事業に重大な影響を与えるリスクを日常から把握し、必要な対策を講じるため、リスクマネジメント体制の継続的な見直しを行うとともに、リスクが顕在化した場合は、迅速かつ適切な対応を行う。

＜取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制＞

- ① 執行役員制度を採用し、取締役会による意思決定の迅速化、執行役員による業務執行の強化を図る。
- ② 代表取締役を中核とする経営委員会を設置し、取締役会に対する付議事項、および取締役会の専決とされているもの以外の会社の業務執行に関する事項を審議、決定する。
- ③ 取締役会は経営理念のもと経営目標および事業計画等を策定し、代表取締役社長以下執行役員はその達成に向け職務を遂行し、取締役会がその執行状況等を監督する。
- ④ 事業環境に適したガバナンス体制を維持するため、組織および業務の継続的な見直しを行う。

＜当該株式会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制＞

- ① 当社における内部統制の基本的な考え方および取り組みがグループ全体に常に浸透するよう、当社内部監査部門が中心となり子会社に対する監査、指導を行う。
- ② 当社監査等委員会は、必要に応じ子会社に対して事業の報告を求め、またはその子会社の業務および財産の状況を調査する。
- ③ 子会社の取締役、監査役に当社の執行役員または職員を派遣し、業務執行状況を監視、監督するとともに、当社内部監査部門は、子会社を監査対象に含め、その監査結果につき適時当社の取締役会、代表取締役および監査等委員会に報告する。

＜監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項＞

- ① 監査等委員会の職務の遂行を補助する、専任および兼任の担当者を内部監査部門に置く。
- ② 内部監査部門に配置する担当者については、業務執行部門が推薦し、監査等委員会の了承を事前に得る。監査等委員会から当該担当者の人事に関する要求があった場合には、これに応じる。
- ③ 内部監査部門は、その独立を確保するため業務執行部門から一線を画するとともに、所属職員の目標管理、人事考課等については監査等委員会の確認を得る。
- ④ 監査等委員会より指示を受けた内部監査部門に所属する担当者は、その指示の実行に際して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けず、結果の報告については監査等委員会に対してのみ行う。

＜監査等委員会への報告に関する体制＞

- ① 代表取締役は、業務執行に関する方針等について監査等委員会と意見を交換する場を設ける。
- ② 監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に資するため、経営委員会その他重要会議に監査等委員の出席を求める。
- ③ 監査等委員会の求めに応じ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および職員は、職務の執行状況を報告し、重要な決裁書類等を開示するとともに、本社、支社店等および子会社における業務および財産の状況を調査し、報告する。
- ④ コンプライアンス委員会において内部統制システムの実効性にかかる審議、コンプライアンス違反行為もしくは社内通報に関する審議等を行った場合、監査等委員会に対し、その内容について内部監査部門を通じ報告する。
- ⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員または職員が会社および子会社に著しい損害を及ぼす事実、もしくは職務の執行に関し重大な法令、定款違反の行為を知ったときは、直ちに監査等委員会に報告する。



- ⑥ 監査等委員会に報告をした者に対し、社内通報規程を準用し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしない。

<監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

- ① 監査等委員会の職務に資するため、内部監査部門は、監査方針および監査計画等について監査等委員会と協議するほか、内部監査結果について適時報告する。
- ② 監査等委員会と会計監査人との連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議する場を設ける。
- ③ 監査等委員会が財務状況および損益状況等を適時モニタリングできる環境を提供するため、ERP基幹系システム等の継続的な見直しを行う。
- ④ 監査等委員5名のうち4名を社外取締役とすることにより、経営の健全性、透明性を確保する。
- ⑤ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用に関しては、当社が負担し、また前払に依る。

Ⅲ. 運用状況の概要

(1) 取締役および使用人の職務の執行について

取締役会は、取締役11名で組織しており、原則として毎月1回の取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜取締役会を開催し、中期経営計画をはじめ経営に関する重要事項について意思決定しています。なお、経営監督機能の強化を図るため、独立社外取締役4名を選任しています。

取締役会の専決事項以外の業務執行に関する重要事項、ならびに取締役会に対する付議事項について審議、決定する経営委員会（代表取締役、および取締役会において選定する委員で組織する。指名委員会等設置会社における指名・報酬委員会の機能を併せ持つ）の委員に独立社外取締役を加え、運営の透明性を高めています。なお、当事業年度は、経営委員会を13回開催しています。

内部統制機能の強化および運用状況の検証を図るため、会計監査を担当する監査室とその他業務執行全般の監査を担当するコンプライアンス室が連携して内部監査に当たる体制を採っており、その監査結果については、適時、取締役会、経営委員会、代表取締役および監査等委員会に報告され、意思決定および業務執行ならびに経営監視に反映するようにしています。

関係法令等の遵守を監視するため、独立社外取締役、土木本部長、建築本部長および管理本部長に加えて人事部長、弁護士ならびに内部監査部門の責任者である監査室長およびコンプライアンス室長で構成するコンプライアンス委員会を設置し、役職員の指導、教育に努めています。なお、当事業年度は、コンプライアンス委員会を8回開催しています。

コンプライアンスの浸透、定着を図るため、「コンプライアンスに関する基本規程」に加え、公益通報者保護法に対応した「社内通報規程」のほか、「暴力団等対応マニュアル」等を整備するとともに、これらの要約版として、業務遂行上の行動規範およびそれを実現するための手法、手段および法令等の根拠を明記した「コンプライアンスの標」を全役職員に周知および必要に応じて直接配布のうえ教育研修を実施しています。また、代表取締役は、コンプライアンスの徹底を図るため、社内における教育、啓蒙活動に注力しています。なお、当事業年度は、「身近に潜む個人のリスクについて」、「施工体制適正化」をテーマとした研修を実施しています。

(2) 損失の危険の管理について

財務報告の基本方針に則り、財務報告に係る内部統制の適切な整備、運用を図っています。また、取締役会による監督や内部監査部門による内部監査等を通じて、財務報告に係る内部統制の有効性を検証、評価し、必要に応じてシステムの継続的な見直しを行っています。

ステークホルダーの判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事業等のリスクを特定し、それに対する土木、建築、管理、投資開発事業および安全品質環境の各部門の取り組み状況をコンプライアンス室において定期的に確認、検証し、代表取締役に報告のうえ、留意点を社内へ通知することにより、リスクの顕在化防止に努めています。

これまでに培ってきた災害対応のノウハウをもとに、事業継続計画（BCP）を構築しており、継続的な見直しと定期的な訓練、検証により実効性の強化を図っています。

(3) 監査の実効性の確保について

監査等委員会設置会社制度（監査等委員である取締役5名）を採用しており、監査の実効性を担保するため、常勤の監査等委員を選任しています。監査等委員会は、常勤の監査等委員1名のほか、独立社外取締役4名で組織し、委員長は独立社外取締役から選出しています。

常勤の監査等委員が行う経営全般にわたる監査状況については、監査等委員会において毎月報告がなされ、各監査等委員が確認、審査する体制を採っています。



監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議への出席、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等からその職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧ならびに代表取締役との面談を通じ意見表明を行い、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じグループ会社に対しても事業の報告を求めています。

監査等委員会は、内部監査部門である監査室（3名）およびコンプライアンス室（8名）との連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議し、情報や意見を交換する場を毎月設けているほか、内部監査部門が行った内部監査結果について適時報告を受けています。

監査等委員会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議する場を設けているほか、情報や意見の交換も適時実施しています。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

》 連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	171,664	流動負債	112,990
現金預金	26,179	支払手形・工事未払金等	43,944
受取手形・完成工事未収入金等	121,748	短期借入金	8,946
有価証券	3,000	リース債務	1
販売用不動産	592	未払法人税等	1,938
未成工事支出金	5,410	未成工事受入金	12,598
不動産事業支出金	3,102	預り金	22,983
仕掛品	1,096	完成工事補償引当金	667
材料貯蔵品	66	賞与引当金	3,289
その他	10,658	役員賞与引当金	44
貸倒引当金	△190	工事損失引当金	1,127
		資産除去債務	87
固定資産	123,254	その他	17,360
有形固定資産	59,556	固定負債	25,817
建物・構築物	14,865	長期借入金	6,015
機械、運搬具及び工具器具備品	1,578	ノンリコース借入金	9,221
土地	33,604	リース債務	1
リース資産	2	繰延税金負債	10,215
建設仮勘定	9,505	資産除去債務	58
無形固定資産	1,149	その他	304
のれん	467	負債合計	138,807
その他	682	純資産の部	
投資その他の資産	62,548	株主資本	131,880
投資有価証券	57,429	資本金	19,838
長期貸付金	165	資本剰余金	26,248
退職給付に係る資産	4,067	利益剰余金	105,554
繰延税金資産	1	自己株式	△19,761
その他	2,865	その他の包括利益累計額	24,644
貸倒引当金	△1,980	その他有価証券評価差額金	23,233
資産合計	294,919	繰延ヘッジ損益	46
		退職給付に係る調整累計額	1,364
		非支配株主持分	△413
		純資産合計	156,111
		負債純資産合計	294,919



連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	216,905	
不動産事業等売上高	9,466	226,371
売上原価		
完成工事原価	191,874	
不動産事業等売上原価	5,408	197,283
売上総利益		
完成工事総利益	25,031	
不動産事業等総利益	4,057	29,088
販売費及び一般管理費		17,571
営業利益		11,516
営業外収益		
受取利息	44	
受取配当金	1,415	
貸倒引当金戻入額	539	
その他	310	2,309
営業外費用		
支払利息	208	
支払手数料	288	
その他	46	542
経常利益		13,283
特別利益		
投資有価証券売却益	980	
その他	0	980
特別損失		
投資有価証券評価損	430	
固定資産圧縮損	65	
その他	28	524
税金等調整前当期純利益		13,739
法人税、住民税及び事業税	3,602	
法人税等調整額	433	4,035
当期純利益		9,704
非支配株主に帰属する当期純損失		91
親会社株主に帰属する当期純利益		9,795

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	19,838	25,330	103,250	△16,069	132,349
当期変動額					
剰余金の配当			△7,492		△7,492
親会社株主に帰属する当期純利益			9,795		9,795
自己株式の取得				△3,691	△3,691
自己株式の処分		0		0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		918			918
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	918	2,303	△3,691	△469
当期末残高	19,838	26,248	105,554	△19,761	131,880



(単位 百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	34,414	—	1,693	36,108	△57	168,400
当期変動額						
剰余金の配当						△7,492
親会社株主に帰属する当期純利益						9,795
自己株式の取得						△3,691
自己株式の処分						0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						918
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△11,181	46	△328	△11,463	△355	△11,819
当期変動額合計	△11,181	46	△328	△11,463	△355	△12,288
当期末残高	23,233	46	1,364	24,644	△413	156,111

》 計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	169,224	流動負債	112,573
現金預金	25,860	支払手形	2,337
受取手形	4,035	工事未払金	40,408
完成工事未収入金	116,743	短期借入金	11,076
有価証券	3,000	リース債務	1
販売用不動産	592	未払法人税等	1,865
未成工事支出金	5,542	未成工事受入金	12,556
不動産事業支出金	3,102	預り金	22,385
材料貯蔵品	6	完成工事補償引当金	632
その他	10,531	賞与引当金	3,213
貸倒引当金	△190	役員賞与引当金	38
固定資産	110,384	工事損失引当金	1,124
有形固定資産	44,362	資産除去債務	20
建物・構築物	13,581	仮受消費税等	14,681
機械・運搬具	1,058	その他	2,232
工具器具・備品	417	固定負債	15,523
土地	28,547	長期借入金	6,015
リース資産	2	リース債務	1
建設仮勘定	754	繰延税金負債	9,401
無形固定資産	671	資産除去債務	57
投資その他の資産	65,350	その他	46
投資有価証券	56,614	負債合計	128,097
関係会社株式・関係会社出資金	901	純資産の部	
長期貸付金	5,366	株主資本	128,427
前払年金費用	2,101	資本金	19,838
その他	2,352	資本剰余金	25,330
貸倒引当金	△1,985	資本準備金	25,322
資産合計	279,608	その他資本剰余金	8
		利益剰余金	103,019
		利益準備金	4,959
		その他利益剰余金	98,060
		新事業開拓事業者投資損失準備金	161
		固定資産圧縮積立金	3,670
		固定資産圧縮特別勘定積立金	0
		別途積立金	84,800
		繰越利益剰余金	9,427
		自己株式	△19,761
		評価・換算差額等	23,083
		その他有価証券評価差額金	23,083
		純資産合計	151,511
		負債純資産合計	279,608



損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	216,905	
不動産事業等売上高	5,521	222,426
売上原価		
完成工事原価	192,002	
不動産事業等売上原価	2,491	194,494
売上総利益		
完成工事総利益	24,902	
不動産事業等総利益	3,029	27,932
販売費及び一般管理費		16,310
営業利益		11,621
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,912	
貸倒引当金戻入額	582	
その他	308	2,803
営業外費用		
支払利息	206	
その他	44	250
経常利益		14,174
特別利益		
投資有価証券売却益	980	
関係会社出資金売却益	366	
その他	0	1,347
特別損失		
投資有価証券評価損	430	
固定資産圧縮損	65	
その他	28	524
税引前当期純利益		14,996
法人税、住民税及び事業税	3,669	
法人税等調整額	444	4,113
当期純利益		10,882

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
						新 事 業 開 拓 事 業 者 投 資 損 失 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	19,838	25,322	8	25,330	4,959	170	3,707	0	78,900	11,890	99,629
当期変動額											
別途積立金の積立									5,900	△5,900	-
剰余金の配当										△7,492	△7,492
当期純利益										10,882	10,882
自己株式の取得											
自己株式の処分			0	0							
新事業開拓事業者投資損失準備金の積立						161				△161	-
新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩						△170				170	-
固定資産圧縮積立金の取崩							△37			37	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	-	-	0	0	-	△8	△37	-	5,900	△2,463	3,390
当期末残高	19,838	25,322	8	25,330	4,959	161	3,670	0	84,800	9,427	103,019



(単位 百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△16,069	128,728	34,244	34,244	162,972
当期変動額					
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△7,492			△7,492
当期純利益		10,882			10,882
自己株式の取得	△3,691	△3,691			△3,691
自己株式の処分	0	0			0
新事業開拓事業者投資損失準備金の積立		－			－
新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△11,160	△11,160	△11,160
当期変動額合計	△3,691	△300	△11,160	△11,160	△11,460
当期末残高	△19,761	128,427	23,083	23,083	151,511

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社 奥 村 組
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 生越 栄美子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 孝司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社奥村組の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社奥村組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社 奥 村 組
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 生越 栄美子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 孝司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社奥村組の2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。



2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社 奥村組 監査等委員会

監査等委員 阿部修二[㊟]

常勤監査等委員 吉村晴充[㊟]

監査等委員 八代浩代[㊟]

監査等委員 仁尾秀師[㊟]

監査等委員 小寺哲夫[㊟]

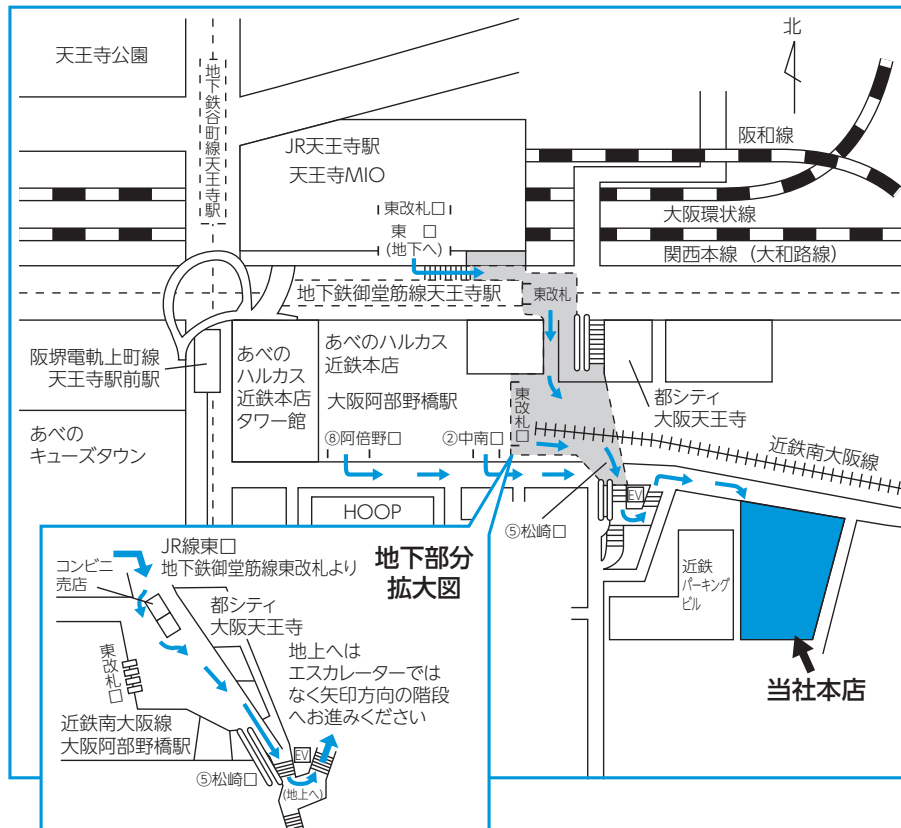
(注) 監査等委員 阿部修二、八代浩代、仁尾秀師および小寺哲夫の4名は、社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内

会場 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号 株式会社奥村組本店

電話 (06)6621-1101 (代表)



交通 J R 天 王 寺 駅 … 東口より徒歩5分
 地下鉄御堂筋線天王寺駅 … 東改札より徒歩3分
 近鉄南大阪線大阪阿部野橋駅 … 東改札口より徒歩3分

